

第7回臨時会

令和4年11月29日開会

令和4年11月29日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和4年第7回小清水町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和4年11月29日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)
- 第 3 議案第63号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第64号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第66号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第67号 令和4年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 8 議案第68号 令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第69号 令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第70号 令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（10名）

1番 槻間善高君  
3番 瓜田新一君  
5番 高橋隆文君  
7番 佐藤智君  
9番 木戸寛治君

2番 鬼塚茂君  
4番 森浩君  
6番 工藤孝一君  
8番 更科浩司君  
10番 坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長  
小清水町教育長  
小清水町選挙管理委員長  
小清水町農業委員会長  
小清水町代表監査委員

久保弘志君  
加藤友幸君  
吉田正貴君  
今村昇君  
重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長  
総務課長  
企画財政課長  
保健福祉課長  
産業課長  
建設課長  
選挙管理委員会事務局長  
農業委員会事務局長  
監査委員事務局長

鈴木祐之君  
細川正彦君  
石丸寛之君  
斉藤高広君  
畔木雅之君  
西川豊人君  
細川正彦君  
畔木雅之君  
村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長  
書記

村上信二君  
谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和4年第7回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 鬼塚 茂 議員                      9番 木戸 寛 治 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。はい、4番。

○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

令和4年第7回小清水町議会臨時会を開催するに当たり、先ほど議会運営委員会を開催し、本日開会する臨時会の会期、運営等について協議をいたしました。

本臨時会に提出された議案件数及び内容等については、さきに日程表をお配りしております。本会議の日程については、本日11月29日、1日とすることが適当であると判断しております。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に、令和4年度人事院勧告に関する条例制定概要を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。臨時町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

暦は、いよいよ12月を迎えようとしております。早いもので令和4年も残すところ1か月となり、師走の慌ただしさを感じる季節となっていまいりました。

そうした本日、令和4年第7回臨時町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の時期にもかかわらず全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに、条例改正は令和4年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など4件、補正予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業予算の追加、人事院勧告等に伴う人件費の補正など各会計補正予算4件、合わせて8件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、原案につきまして御協賛くださいますようお願い申し上げ、本臨時町議会開会に当たっての挨拶といたします。

◎議案第63号 乃至 議案第65号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第63号ないし日程第5、議案第65号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第63号ないし議案第65号について一括して御説明申し上げます。

内容につきましては、人事院勧告に準ずる勤勉手当の支給月数及び給与月額の上上げに伴う改定に伴う関係条例の改正でございます。本年4月、国家公務員の月例給与と民間給与の比較調査により、国家公務員の月例給与が民間給与を下回っていること、及び期末勤勉手当の支給月数と民間の特別給与の支給割合との比較においても0.11か月下回っていることから、民間給与等との均衡を図るため、それぞれ引き上げる人事院勧告がなされたところであり、本町においても国家公務員に準拠し同様の改正を行うものでございます。

議案は2ページからとなりますが、別途お配りしております資料、令和4年人事院勧告に関する条例改正概要及び新旧対照表にて御説明いたしますので、そちらを御覧願います。

まず初めに、特別職の期末手当、一般職及び再任用職員の期末勤勉手当の改正について御説明いたします。

資料の1、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び2の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので、年間の支給月数を現行の4.30か月から0.1か月分を引き上げ、4.40か月とする内容となっております。

本改正につきましては、本年度は6月手当が既に支給されておりますことから、12月手当の現行支給月数に0.10か月を加えた2.25か月分といたしまして、令和5年度以降につきましては、6月及び12月とも2.20か月とするものでございます。

次に、3の職員の給与に関する条例の改正でございますが、一般職員及び再任用職員の期末勤勉手当についても、特別職と同様に期末勤勉手当の支給月数を引き上げるもので、一般職につきましては勤勉手当の支給月数を6月と12月合わせて0.10か月分を引き上げ、再任用職員につきましては0.05か月引き上げるものでございます。

本年度は特別職と同様に、既に6月手当の支給がされておりますことから、一般職は12月手当の勤勉手当の現行支給月数に0.10か月分を加えた1.05か月分と、再任用職員は現行支給月数に0.05か月を加えた0.5か月分とし、期末手当も加えた総支給月数、一般職2.25か月、再任用職員1.175か月とするものであり、令和5年度以降につきましては、6月及び12月とも勤勉手当の支給月数を一般職1.00か月、再任用職員0.475か月とし、期末手当も加えた総支給月数、一般職2.20か月、再任用職員1.15か月とするものでございます。

次に、給与月額の上上げについて御説明いたします。

職員の条例改正の新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思っております。その新旧対照表の1ページの下段、別表第1の表を御覧願います。

このたびの改正に伴う人事院勧告の内容は、冒頭申し上げましたとおり、国家公務員の月例給与と民間給与の比較調査により、国家公務員の月例給与が民間給与を下回っていることから、平均0.3%引き上げることとされ、具体的には民間企業の動向等も踏まえ、20歳代半ばから30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改正を行うこととされたところであります。

これを受け、本町においても国家公務員に準拠し、所要の改正を行うものであります。

最後に、改正する各条例の施行期日につきましては、本年度分の期末手当または期末勤勉手当の改定は公布の日から施行し、来年度分の期末手当または期末勤勉手当の改定に係る施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第63号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第63号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第64号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第65号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第66号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第66号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第66号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案の10ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本改正につきましては、一般職と同様に常時勤務するフルタイム会計年度任用職員に対しまして、本年度より一般職との均衡を図ることとし、一般職と同額の寒冷地手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第5条に定める給料に含めない手当として寒冷地手当を追加し、第16条に新たに寒冷地手当の支給について定めるものであります。

寒冷地手当の額については、職員の給与に関する条例第21条を基に一般職と同様の額を支給するものとしております。

最後に附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、本年度より対象職員への寒冷地手当の支給を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) 6番。フルタイム会計年度任用職員の処遇改善と申しますか、手当の追加については私も賛同して歓迎する立場ではありますが、私のほうから、このフルタイム会計の任用職員の人数と、1級、2級のランクが、給与体系でフルタイムの職員、ありますよね。その2級の対象者はいないかと思うんですが、その理由についてお聞かせ願えればということの2つ、よろしく願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長(細川正彦君) はい。2点目の2級の関係の在職人数、ちょっと今現在、把握してございませんので、後ほど御回答させていただければというふうに思います。

1点目のフルタイムの人数ですが、今日現在で31名という、人数になっております。これには地域おこし協力隊も、こちらもちょうど会計年度任用職員になりますので、そちらも含んだ人数となっております。

以上です。

○議長(坂田秀昭君) よろしいですか。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) フルタイムの方は、現在何名該当になっていて、学校職員の中で該当になる方は何人いるのか教えていただきたいと申します。よろしく願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長(細川正彦君) はい、お答えをさせていただきたいと申します。

予算上の人数でございますが、現在、地域おこし協力隊で本町で働いておられる方が4名、プラス予算上で、あと5名の方を取っておりますから、これから採用される方もいらっしゃいますので、その分として予算は取っております。

で、小学校、中学校それぞれ1名ずつが会計年度任用職員として雇用されている状況です。

以上です。

○議長(坂田秀昭君) よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第66号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第67号 乃至 議案第70号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、議案第67号ないし日程第10、議案第70号、令和4年度小清水町一般会計補正予算(第5号)について、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君) ただいま上程されました議案第67号、令和4年度小清水町一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,281万3千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を76億8,917万4千円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、議案書は各歳出科目における補正予算計上額のうち、人件費の補正につきましては、後ほど総務課長より給与費明細書にて説明がありますので、私からは人件費以外の補正額についてのみ説明をさせていただきます。

それでは、議案書20ページ、併せて主要施策調べを御覧ください。

初めに、3款民生費1項8目介護保険対策費は、居宅介護支援事業に係る人件費分の繰出金として98万1千円の追加計上。

2項3目子育て支援費17節備品購入費は、子育て支援センターの掃除機の購入費3万4千円の追加、4目保育所費4節共済費は、会計年度任用職員等として採用した保育士に係る労災保険料2万7千円を追加計上するものでございます。

次に、4款衛生費1項7目新型コロナウイルス感染症対策費ですが、主要施策調べ2ページとなります。

町内経済活性化事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業でございまして、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている町民1人につき5千円相当のポイントを付与したEZOCAカードを配付することで、生活基盤の安定と町内経済の活性化を図ることを目的として実施するものでございます。

なお、主要施策調べ2ページ中段に記載のあるビームステーション整備は、EZOCAポイント対象外店舗でも利用可能な商品券を発行可能な機器の整備をするものでございます。事務費を加えた事業費といたしまして、12節に町内経済活性化事業業務委託料2,520万3千円を追加計上するものです。

次に、18節負担金補助及び交付金において、原油価格高騰対策補助金及び、次の支援金事業は、同じく地方創生臨時交付金を活用する事業でございまして、原油価格の影響を大きく受ける農業・畜産対策に対する補助として、JAこしみずに対し、畑作事業分500万円、畜産事業分に500万円、合計1千万円を追加計上。

次の医療・介護事業等事業者対策も同様に地方創生臨時交付金を活用する事業として、町内8事業者に対する原油等高騰対策支援金340万円、自動車運送事業者7事業所が所有する道路運送車両法第2条第2項に定める自動車1台につき5万円、該当車両数を80台と見込み400万円、合わせて740万円を追加計上するものです。

議案書21ページ、9款消防費1項1目消防組合費は、職員人件費に係る減額で、斜里地区消防組合負担金68万6千円減額計上するものです。

議案書22ページ下段、主要施策調べ4ページになります。

12款諸支出金1項1目公営企業費は、18節負担金補助及び交付金において、原油等高騰対策事業として実施する上水道料金のうち、令和5年1月から3月までの3か月分の基本料金を減免する事業の実施に伴い、公営企業であります簡易水道事業会計への減収補填分、事務費、合わせまして、簡易水道事業会計補助金1,008万4千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、16ページにお戻りください。

14款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金3,122万1千円を追加計上、19款繰越金は、財源調整成分といたしまして、前年度繰越金650万9千円を減額し、20款諸収入は、会計年度任用職員の社会・雇用保険料の本人負担分の保険料収入189万9千円を減額計上するものです。

私からは以上です。

○議長（坂田秀昭君）細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）それでは、給与費明細について御説明をいたします。

議案書の23ページ、お聞き願いたいと思います。

まず、特別職でございますが、表の下段、比較の欄が今回の補正の内訳でございますが、人事院勧告に準ずる期末手当の改定と、これに伴う共済費の増額によるものでございまして、長等及び議員の期末手当など、合わせまして57万1千円の増額となっております。



次のページ、一般職でございます。こちらにつきましては、（１）総括の比較の欄でございますが、給料が1,135万7千円の減額、職員手当が394万8千円の増額、共済費は121万9千円の減額で、合計862万8千円の減額となっております。

内訳につきましては、下段の表に職員手当の内訳、次のページに増減額の明細がありますので、次のページを御覧ください。

給料につきましては、人事院勧告に準ずる給与改定分100万1千円、その他の減少分といたしまして、年度当初の人事異動等に伴う予算調整等を行い、総額1,135万7千円の減額、職員手当につきましては、人事院勧告による期末勤勉手当の増額、その他の人事異動等に伴う予算調整を行いまして、総額で394万8千円の増額となっております。

次のページ、定数外職員でございます。こちらにつきましては、（１）総括の比較の欄でございますが、給料が1,176万3千円の減額、職員手当が119万8千円の減額、共済費が552万1千円の減額、合計1,848万2千円の減額となっております。

内訳につきましては、下段の表、職員手当の内訳、次のページに減額の明細がありますので、そちらを御覧ください。

給料及び職員手当につきましては、当初予算に対しまして、会計年度任用職員の任用実績等に基づき、本年度より新たに支給する寒冷地手当分も含め、定数外職員に係る予算調整も行き、給料総額1,176万3千円、職員手当総額119万8千円の減額となっております。

参考でございますが、人事院勧告に伴う補正額につきましては、特別職と一般職及び、この後御提案いたします特別会計も含めると、総額で442万9千円の増額となっております。

なお、介護保険特別会計及び各事業会計の給与費明細書につきましては、一般会計と同様に人事院勧告及び人事異動等による減額等の調整分でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君） 齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君） 続きまして、議案第68号、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書29ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、サービス事業勘定において98万1千円を追加し、予算の総額を2,193万円とするものでございます。

本補正予算につきましては、令和4年人事院勧告と超過が見込まれる介護支援専門員の時間外勤務手当の追加について、予算の補正を行うものであります。

36ページを開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費におきまして、介護支援専門員2名に係る3節職員手当等、4節共済費を合わせまして98万1千円追加、34ページに戻りまして、歳入予算では、一般会計による事務費負担といたしまして、2款1項一般会計繰入金歳出と同額の98万1千円追加計上するものでございます。

なお、37ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君） 続きまして、議案第69号、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案40ページをお願いいたします。

第1条の収益的収入及び支出の補正でございますが、簡易水道事業収益で営業収益を960万円減額、営業外収益を1,008万4千円追加し、補正後予算を2億264万8千円とし、簡易水道事業費用で営業費用を1万3千円追加し、補正後予算を2億77万6千円とするものでございます。

第2条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費を47万1千円減額し、補正後予算を1,622万1千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書は42ページから47ページとなりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により御説明いたしますので、49ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、原油等高騰対策事業として翌年1月から3月までの間、公共施設等以外の簡易水道基本料金を減免することとし、1款簡易水道事業収益1項1目給水収益において、簡易水道使用料を960万円減額、2項3目他会計補助金において、一般会計補助金を当該簡易水道使用料相当額と料金システム変更事業委託料を合わせた1,008万4千円を追加するものでございます。

収益的支出につきましては、給与改定等に伴いまして1款簡易水道事業費用1項3目総係費において、給料で27万8千円を追加、手当で67万7千円、法定福利費で7万2千円をそれぞれ減額、簡易水道基本料金減免に必要な料金システム変更業務委託料48万4千円を追加計上するものでございます。

以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第70号、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案51ページをお願いいたします。

第1条の収益的支出の補正でございますが、農業集落排水事業費用で営業費用を6千円減額し、補正後予算を1億7,201万1千円とするものでございます。

第2条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費を6千円減額し、補正後予算を707万3千円とするものでございます。

予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので、60ページをお願いいたします。

収益的支出、1款農業集落排水事業費用1項3目総係費において、共済組合負担金等の変更に伴い、法定福利費で6千円を減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第67号、質疑を受けます。ございませんか。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。補正予算、主要施策の3ページ、衛生費の上段ですが、原油高騰対策事業ということで、JAへ1千万という予算組みであります。これは各農協に所有している施設への支援だというふうに理解いたします。

併せて、今、農協の組合員の、特に畜産関係の事業者の経営実態について、職員の方々、皆さん御承知だと思いますが、輸入配合飼料の高騰等で、かなり本年の組勘支援も大規模経営ほど厳しい状況が既に出ているというふうに聞いておりますが、今回の原油高騰対策は、非常に農協にとっても農家にとっても助かる内容であります。加えて、今言ったような畜産農家、現状の農家に対する支援の在り方ということについてどういうふうにお考えになっているか、その点を町長にお聞きしたいと思います。

今後、どのような対策が国から打たれるかも含めて、簡略に御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

原油価格高騰と、飼料、肥料関係が高騰しているという中で、JAさんといろんな協議をさせていただいておりますが、今回は6月補正分の畑作分500万円含めまして、トータルで1,500万であります。その内訳は畑作分1千万、酪農分500万ということでございます。そこは、JAさんと協議をした中で決めさせていただいている部分でございますが、交付金の額も限られておりますので、本来であればもっとも影響額は大きいという認識をしておりますが、この対策については、基本的には、私としては、やはり国の農政がやるべきであるというふうに考えているところでございます。そういったことから、1戸一律何十万円とか給付できればいいんだろうと思いますが、町の財政にも限りがございますので、今

回、交付金の一部を活用した中で支援させていただくということで御理解を頂きたいと思います。

私も、11月に入りまして、国のほうにもいろんな要請活動で農林水産省等々お伺いをしてきている現状がございます。その中で特に印象を受けているのは、今の農林水産省の考え方としては、しっかりやっていますということですね。十分予算も確保した中でやってきているという御回答でありました。今までの要請活動の中では、予算獲得に向けて頑張っていきますというお声が結構強いんですが、今回は結構やっていますよというようなことで言われて、ちょっとびっくりしているというのが、近隣首長さんともお話をしているところでございます。

さらには、特に道内選出の国会議員、道議も含めてであります。いろんなお話、要請をしております。引き続き頑張っていくよというお答えは頂いていますが、国のほうも、またさらに今後もいろんな対策を打たれるというふうに思っておりますし、私どもも引き続き要請活動はしていきたいというふうに思っておりますので、そこは御理解を頂きたいと思います。

さらに、今、国会でもいろんな審議がされていると思いますけれども、追加の交付金のお話も出ておりますし、交付税の増額というようなことも言われております。その使い方についてはいろんな制限が出てくるとは思いますけれども、この農業者に対する支援がとりあえず年内の、やはり組勘の締めができるかできないかが問題であるという、特に遠紋の大規模な酪農家にとっては、すごく大変なんだよというお声もいろいろ聞いてきております。

このことは、恐らく本町の酪農家さんも同じであるというふうには認識をしておりますので、引き続きJAさんと情報交換をしながら、町ができる必要な対策については継続的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので御理解を頂きたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）上京運動もやってこられて、農水省も結構メニューはそろえてやっているという回答で、引き続き町としてもできる支援を相談して進めたいというお答えでありますけど、今後とも、ぜひ支援策を強化してほしいというふうに強く感じております。

それと、この施策調べの2ページの下のビームステーション整備一式とありますが、これは店舗数では何店舗なのかお示しいただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい、お答えいたします。

ビームステーション整備一式ということなんですけども、いわゆるビームステーションというのは1か所です。このもの自体というのは、今回、EZOCAカードのポイントを給付しない形で、EZOCAポイントカードのほうに非参入のお店でも使えるように、EZOCAポイントを商品券に換金するための機械です。こちらのビームステーションについては、当面1台導入いたしまして、新年度、完成します複合庁舎のほうに置く予定であります。

今回、補正予算、議決を頂いた場合につきましては、当面、商工会さんのほうに置かせていただきまして、今回、EZOCAカードのほうに参入されないお店でも、EZOCAポイントを商品券に変換して使えるようにするために設置するものでございます。そのため、ビームステーションにつきましては1台ということになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番です。主要施策調べの2ページの今のあれだったんですけど、前回、議員協議会で説明、一通りあったんですけども、そのときに説明というんですか、これを受けて影響を受ける店に対する説明だとかしていますかと言ったら、していなかったようなんですけども。今回、このポイントで、今、言われたEZOCAを使えないお店で使える商品券を出すと、これは町内の全部の店で使えるようなあれなんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい、基本的に商品券のほうは全店舗で使えます。

ただ、換金業務のほうが、いわゆる受入れをされたお店のほうで裏書をして、会社のほうに請求をしていただくという作業がつきまとうというものになっております。いわゆるカードリーダーを通してポイント云々というものではなくて、ちょっとアナログなんですけども、引き受けました商品券に裏書をして請求をするという行為がちょっと付きまってしまうんですけども、基本的にどちらのお店でも使用できます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番です。その種のものというのは、コンビニなんかではオーケーでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい、使用可能です。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。次なんですけども、主要施策調べの3ページで、いろいろ補助金というか、JAだとか運送業界だとか出てきますけども、自治体で援助する分と、私たちの直接見えないところで団体が、国と道だとかでやられている補助金だとかも相当あると思うんですけども、この種の補助金というのは、今JAだとか運送会社だとか予定はしていますけども、そういう個々のところから申請を受けて補助を出すという方法になるのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきたいと思います。

上段に記載のある補助金と支援金の性格の違いがまずありまして、補助金につきましては、今回はJAこしみずさんに対しての補助ということでございますので、申請を頂いて補助決定をさせていただいた後に、請求書を頂きまして支出をさせていただくといった流れになります。

2点目の支援金の部分につきましては、例えば②番の自動車運送事業者対策、先ほど説明の中でもお話しさせていただきましたが、事業所さんでは7事業所さん、推定される該当車両が80台ということで、こちらについては支援事業でございますので、町のほうから、その事業所さんに対して、まず通知文を出させていただいて、必要な書類を頂いたら、正確にその車両がありますよねという証拠等を照合した後、こちらのほうから一括でお支払いをするといった流れになるものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

ほかに。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。今の衛生費の関係なんですけども、EZOCAカードの促進事業として、作成で1万枚、計画しておりますが、それに対するEZOCAカードのポイント付与が町民1人当たりにつくということなんですけども、これは新規でなくて、既存の方にもポイントが付与されるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい、お答えします。

既に、EZOCAカードに加入されている方、かなりの方いらっしゃると思っております。こちら、基本的には町民全ての方への支給を対象としております。既にアプリの中でポイントをもう保有されている方、たくさんいらっしゃると思いますが、こちらについては給付の会場のほうを、ちょっと日程を今後調整するんですけども、その場で担当職員を配置しまして、アプリケーション上で、今回給付するポイントと従来ためていただいているポイント、その統合ができるように対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。3ページの自動車運送業者7か所、これの7か所の定義は何でしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

先ほど御説明をさせていただきましたが、自動車運送事業者さん、いわゆる貨物の車両で、それをなりわいとしている業者さん、それと、人を運ぶ、いわゆるタクシー、ハイヤーの事業者さんということでございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。EZOCAカードのポイント付与について、人数が4,100となっているのは、これは6回目の4,555名から引かれた部分というのは、どの人口、どの年齢層が引かれているのかの説明をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）特に年齢層の設定のほうは考えてはいないんですけども、おおむねの歩掛で出させていただいております。交付金事業であるために、おおむね2月の末までに精算行為を行わなければならないことから、大体9割方という形で、こちらの人数で算定させていただいております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。施策調べ3ページの、先ほど更科議員のほうから1点あったんですが、自動車運送事業者のくくりというか定義なんですけれども、トラック以外にも、例えば緑ナンバーの車を持っている方も対象になるのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）トラックとハイヤー、タクシーのみになります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい。では、例えば赤帽の車を持っている方とかは対象にならないということよろしいですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）はい。今回の7事業所、それから80台の車両数については、北見運輸支局のほうから、この該当事業所さんで該当車両は何台ですかというふうな調査をさせていただいて、その結果でございまして、その中には赤帽さんは含まれてございません。

以上でございます。

○9番(木戸寛治君) はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長(坂田秀昭君) ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第67号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第67号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第68号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第68号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第69号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第69号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第70号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第70号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、令和4年第7回町議会臨時会を閉会いたします。  
慎重審議、ありがとうございました。

(午前10時25分)